

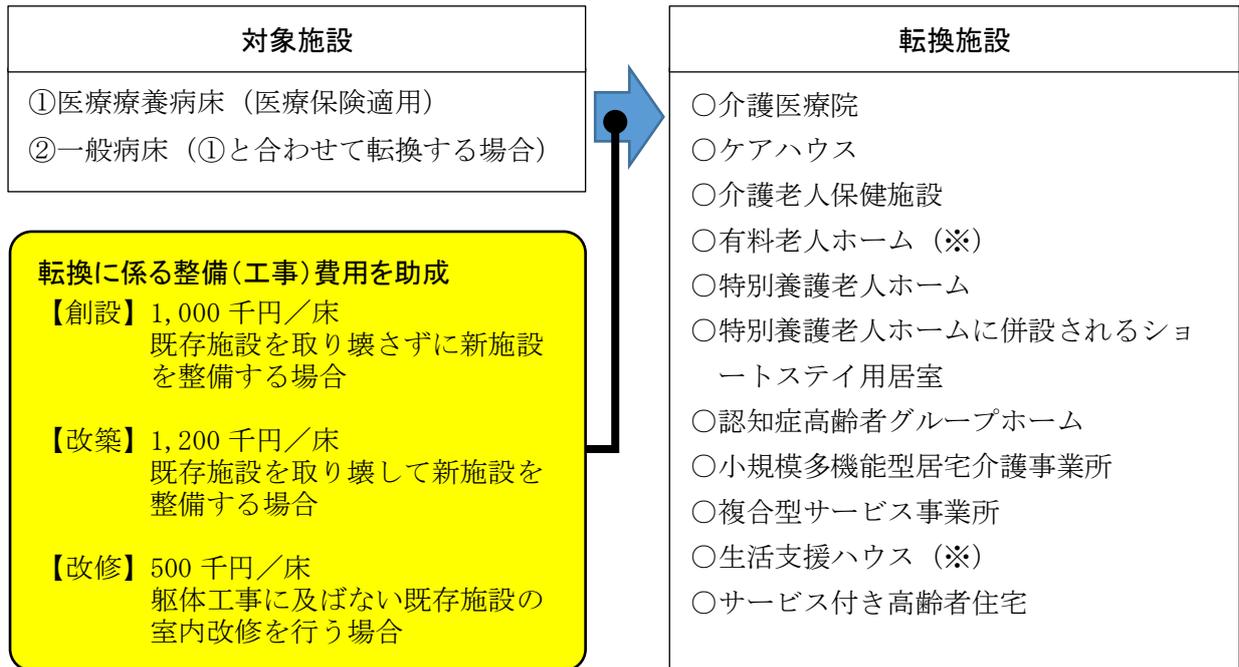
病床転換に係る補助金について

長野県健康福祉部介護支援課

1 病床転換助成事業交付金(厚生労働省保険局)

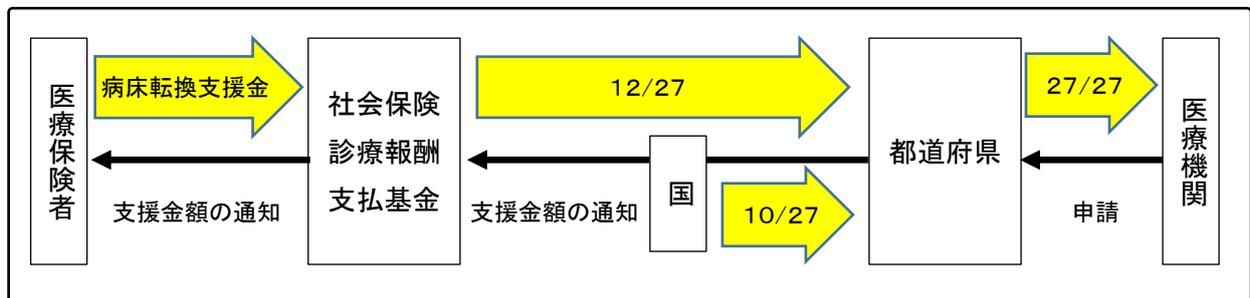
- ①対象 医療療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等への転換
- ②補助方法 都道府県から補助事業実施主体への直接補助
- ③財源 医療保険者：国：都道府県＝12：10：5

2 制度概要



(※) 一定要件あり

◆事務処理の流れ



3 補助対象経費

(1) 病床転換助成事業交付金 ※「療養病床転換ハンドブック」(国立保健科学院)による

- ①「転換に当たり実施を予定しているスプリンクラーの設置工事や機能訓練室、談話室、食堂、厨房等の改修工事は、**病床の部屋（居室）の間取り変更を伴うものであれば対象となり得る。**」

- ②「特別養護老人ホームへ転換する場合、既存施設の特殊浴槽が特養における浴室介護を必要とする者が入浴するのに適したものであることなど、施設基準上必要な措置であれば補助対象となり得る。」

4 事業着手

事業着手（入札）は、行政からの指示（内示等）後に可能となる。